

区内事業所の声 「高齢者虐待防止」

<好事例>

○体制づくり

- ・発生時の対応スキームを明確化する。
- ・担当者不在でもすべての職員が対応できる体制を作る。
- ・困難事例について情報共有し対応方法を話し合う。
- ・「虐待の芽チェックリスト」を活用(複数回答)。
- ・他の居宅介護支援事業所のケアマネジャーと勉強会を開催する(1人ケアマネジャー)。
- ・実際に起きた事例をもとに理解を深める(類似回答あり)。

○虐待が疑われた場合

- ・虐待が疑われた場合は速やかに高齢者総合相談センターに通報する。
- ・利用者や家族の普段と異なった状態に気が付いたときにチームで共有する。

<その他>

・職員が委員会の内容や指針の意義を理解しているのか疑問

・虐待防止の意識の低い職員がいる

(区からのアドバイス) → 虐待の芽チェックリストの結果により、職員の理解が足りないと考えられる場合は、追加の研修を受講する等フォローしましょう。

・事業所が少人数で、虐待の相談できる体制が作れない

(区からのアドバイス) → 個別の介護に関する相談については高齢者総合相談センターに、虐待や身体的拘束等の基準に関することは介護保険課給付係ご相談ください。